

亀山市公告第44号

次のとおり一般競争入札を行うので、亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告する。

平成26年7月4日

亀山市長 櫻井 義之

1 入札に付する工事の概要

(1) 工事名

昼生地区（本郷・中庄地内）管路施設工事

(2) 工事場所

亀山市下庄・中庄町地内

(3) 工事概要

開削工

VUφ150 L=246.6m

VUφ150（全巻コンクリート） L=95.0m

マンホール設置工

0号組立 N=10基、1号組立 N=5基

小口径塩ビ N=9基

公共污水枡工 公共ます N=6基

本舗装復旧工 舗装面積 A=979.8m²

(4) 工期

契約締結日から平成27年3月6日まで

(5) 競争参加資格事後審査方式

本工事は、競争参加資格のうち建設業許可業種等の基本項目を入札前に審査し、その他の参加資格を開札後に審査する事後審査方式の工事とする。

2 競争参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、公告の日から落札決定日までの間において、別表及び次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）別表第1下欄の建設業について、法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であること。

- (2) 法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ、有効期限内であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 規則第2条第5項の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (8) 次に掲げる企業要件を満たしていること。
 - ア 土木一式工事の建設業許可を受けた者であること。
 - イ 規則第2条第5項の規定による入札参加資格者名簿に土木一式工事の登録がされている者であること。
 - ウ 亀山市に本店を有する者であること。
 - エ 亀山市請負工事指名競争入札参加者選定規程（平成17年亀山市訓令第30号）第3条第1項の規定による格付の等級が、土木工事の区分におけるA級に該当する者であること。
- (9) 法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に規定する主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）の資格について、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 1級土木施工管理技士の資格を有すること。
 - イ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

3 入札手続等

(1) 設計図面及び仕様書の配付等

ア 設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）
は、次のとおり閲覧に供するものとする。

(ア) 閲覧期間

平成 26 年 7 月 4 日（金）から同月 16 日（水）ま
で（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 3
0 分から午後 5 時 15 分まで

(イ) 閲覧場所

亀山市本丸町 577 番地 亀山市役所西庁舎 3 階
財務部契約管財室 電話 0595－84－5028

イ 配布資料

(ア) 公告の写し

(イ) 入札心得

(ウ) 配置予定の主任技術者等の資格表

(エ) 参加資格確認申請書

(オ) 質問書

(カ) 工事費内訳書

(2) 入札に関する質問

当該入札に対する質問（設計図書等の内容に関するものを
含む。）がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、電話・口頭等個別では受け付けない。

ア 質問書の提出

(ア) 提出期間 平成 26 年 7 月 4 日（金）から同月 18
日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(イ) 提出場所

〒519－0195 亀山市本丸町 577 番地
亀山市役所西庁舎 3 階 財務部契約管財室
電話 0595－84－5028

ファクシミリ 0595－82－3883

メール keiyakukanzai@city.kameyama.mie.jp

(ウ) 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール
にて受け付ける。ただし、ファクシミリ又は電子メール
の場合は必ず着信の確認をすること。

イ 質問に対する回答

回答方法 平成26年7月23日（水）午後5時まで
に、参加意思表明者全員にファクシミリ又は電子メール
にて行うものとする。

（3）参加資格申請書の提出

入札参加希望者は、参加資格確認申請書を提出して、競
争参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに参加資格確認申請書を提出しない者又
は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加するこ
とができない。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入
札は無効とする。

ア 参加資格確認申請書の受付

（ア）提出期間

平成26年7月4日（金）から同月11日（金）ま
で（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時3
0分から午後5時15分まで

（イ）提出場所

〒519-0195 亀山市本丸町577番地
亀山市役所西庁舎3階 財務部契約管財室
電話0595-84-5028

（ウ）提出方法

持参又は郵送とする。

なお、ファクシミリ又は電子メールによるものは受
け付けない。

（4）提出書類の内容及び提出時期

提出書類の内容及び提出時期は、次のとおりとする。

ア 参加申請時に提出する書類

参加資格確認申請書

イ 入札書郵送時に提出する書類

（ア）配置予定の主任技術者等の資格に関する書類

a 2（9）の配置予定の主任技術者等の資格を記載
すること。

b 配置予定の主任技術者等は、複数の技術者を記載

することができるものとする。ただし、配置予定の主任技術者等の資格の欄に記載されている主任技術者等の追加又は差替は認めない。

- c 複数の工事について同一の主任技術者等を重複して配置予定の主任技術者等とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の主任技術者等を配置できなくなったときは入札してはならず、参加資格確認申請書を提出している者は、直ちに資格喪失届を提出すること。

なお、他の工事を落札したにもかかわらず入札をした場合は、亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

- d 監理技術者については、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
- e 配置予定の主任技術者等と本件の申請書の受付最終日以前に3箇月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類（監理技術者資格者証の写し、事業所名及び雇用期間が明記されている健康保険被保険者証等の写し又は監理技術者資格者証を保有せず後期高齢者医療制度の適用を受けている者に限っては技術者雇用確認書等）を添付すること。

（イ）工事費内訳書

- a 入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書を提出すること。なお、提出のあった工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第13条第8号の規定により無効とする。

- （a）工事費内訳書を提出しないもの
- （b）工事費内訳書の金額と入札価格が一致しないもの
- （c）一括値引き及び減額の項目が確認されるもの
- （d）記載すべき項目が欠けているもの
- （e）その他不備のあるもの

- b 数量、単価及び金額等を記載すること。

- c 工事費内訳書の差替及び再提出は認めない。

（ウ）本工事に係る参加資格事前確認通知書の写し

(5) 競争参加資格の確認項目

競争参加資格の確認については、入札前に実施する事前条件審査及び開札後に実施する参加資格事後審査によることとし、確認する項目は次のとおりとする。ただし、参加資格事後審査については落札候補者のみ実施することとする。

なお、くじになった場合にあっては、くじの当選者を落札候補者とする。

ア 事前条件審査項目は、入札参加希望者の建設業許可業種、地域要件及び同種工事等の基本項目とする。

イ 参加資格事後審査項目は、2 (9) の配置予定の主任技術者等の資格等を含むすべての項目とする。

(6) 競争参加資格事前確認の通知

参加資格事前確認通知は、原則として参加資格確認申請書の提出期限の翌日から起算して5日以内に申請者に対し行う。

なお、競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者が、落札決定日までに競争参加資格を満たさなくなった場合は、競争参加資格を取り消すものとする。

また、開札後の参加資格事後審査の結果落札者に対しては落札確認書を通知する。

なお、競争参加資格がないと認めた者に対しては参加無資格確認通知書によりその理由を通知する。

(7) 競争参加資格確認申請に係る注意事項

ア 参加資格確認申請書及び提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 参加資格事後審査項目に係る提出書類について、事後審査時にその内容確認ができない場合は、追加資料の提出又は再提出（以下「追加提出等」という。）を求めることがある。ただし、追加提出等については開札日の午後5時15分までに追加提出等の意思の確認がされ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めるものとする。

また、亀山市請負工事業者等指名審査会（以下「指名審査会」という。）における審査で追加提出等を必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出等を求めることがある。

なお、参加資格確認申請書に記載されている連絡先以外の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければならない。

（８）競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次のとおり説明を求めることができるものとする。

ア 請求方法

説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとする。

なお、書面（様式は自由）は持参するものとする。

イ 説明書の提出期間

参加資格事前確認通知書又は参加無資格確認通知書の送付の日の翌日から起算して２日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）以内の午前８時３０分から午後５時１５分まで

ウ 提出場所

〒５１９－０１９５ 亀山市本丸町５７７番地
亀山市役所西庁舎３階 財務部契約管財室
電話０５９５－８４－５０２８

エ 理由の説明

指名審査会の審査を経たうえ、参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して５日以内に書面により回答するものとする。

（９）入札方法

入札に当たっては、次に示すほか、別に配布する入札心得によるものとする。

ア 入札書は一般書留又は簡易書留のいずれかにより入札書到達日を配達指定日とした上で郵送により提出するこ

と。なお、郵送に要する費用は入札参加者の負担とする。

イ 入札書の到達日及び送付先は次のとおりとする。

(ア) 平成26年7月28日(月)を配達指定日とする
こと。

(イ) 亀山市本丸町577番地

亀山市長(財務部契約管財室)

ウ 入札執行回数は、原則2回とする。

エ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札書に記載する金額は、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

オ 本工事に係る参加資格事前確認通知書の写しを同封すること。

カ 本工事に係る工事費内訳書を同封すること。

キ 入札書及び工事費内訳書の撤回、差替及び再提出は認めない。

(10) 開札日時及び場所

ア 開札日時 平成26年7月29日(火) 午前9時00分

イ 開札場所

〒519-0195 亀山市本丸町577番地

亀山市役所3階 理事者控室

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金
免除とする。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第23条第2項各号のいずれかに該当する場合は担保の提供をもって代えることができるものとする。

なお、規則第25条第1項各号のいずれかに該当する

場合は、契約保証金の全部又は一部を免除するものとする。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、規則第13条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者及び落札候補者としていた場合は、落札及び落札候補の決定を取り消すものとする。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、参加資格確認申請書の提出日から落札決定日までの期間中に、亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止を受ける等、2の競争参加資格に関する事項に掲げる条件を満たしていない者は、競争参加資格のない者に該当するものとする。

(3) 落札候補者の決定

ア 規則第6条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。

イ 落札候補者となる額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札立会人によるくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、当該入札立会人のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

(4) 落札者の決定

ア 落札者を決定したときは、落札者に対して落札確認書によりその旨を通知する。

イ 落札候補者について、亀山市建設工事等談合情報取扱規程（平成19年亀山市訓令第1号）に規定する談合情報の提供があった場合は、原則として、落札決定を保留するものとする。

(5) 落札の失効

市長が契約書の提出期日を指定した場合にあってはその期日までに、それ以外の場合にあっては市長から契約を締

結する旨の通知を受けた日から５日以内に契約書又は請書を提出しないときは、規則第２０条第２項の規定により、その落札者は契約締結の権利を失うものとする。

(６) 契約の締結の中止

落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、当該請負者の施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、契約を締結しないことがある。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

(７) 支払条件

ア 前金払

(ア) 前金払は、亀山市会計規則（平成１７年亀山市規則第３４号）第４４条第１項各号に掲げるものについてすることができる。

(イ) 前金払をする場合の限度額は、亀山市会計規則第４５条に定めるところによる。

イ 部分払

(ア) 部分払は、亀山市会計規則第４７条第１項に定めるところにより行うことができる。

(イ) 部分払をする場合は、亀山市会計規則第４７条第２項各号に定める回数によらなければならない。

(８) 変更請負額

契約後の設計変更に際しては、当初の請負比率で変更請負額を算定するものとする。

(９) 入札の中止等

不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期又は中止することがある。

また、入札者が１者だけの場合は、入札を中止することがある。この場合における費用は、入札者の負担とする。

(１０) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、

日本語及び日本国通貨に限る。

- (1 1) 落札者は、配置予定の主任技術者等として参加資格確認申請書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。

なお、契約時に配置できない場合は、不正又は不誠実な行為とみなし亀山市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

- (1 2) 参加資格確認申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不正又は不誠実な行為とみなし亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

- (1 3) 本入札及び契約後において、不正又は不誠実な行為があった場合は、適切な措置を講じるものとする。

- (1 4) 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わないものとする。

- (1 5) 本公告に関する問い合わせ先

〒 5 1 9 - 0 1 9 5 亀山市本丸町 5 7 7 番地

亀山市財務部契約管財室

電話 0 5 9 5 - 8 4 - 5 0 2 8

ファクシミリ 0 5 9 5 - 8 2 - 3 8 8 3

メール keiyakukanzai@city.kameyama.mie.jp